

## JEITA/ECALGA標準書(Ver2003A-Rev02) 改訂内容

編-頁	行	改訂前の内容(Rev01)	改訂後の内容(Rev02)	備考
各編・章の表紙		Ver2003A-Rev01 2003.12.09	Ver2003A-Rev02 2004.04.28	
I-6	下から6行目	JEITA	JEITA	
I-6	6行目	「2.4 JEITA / ECALGAの作成及び改訂」	「2.4 JEITA / ECALGAの作成及び改訂手順」	参照文言が不正
I-10	5行目	進めれている	進められている	「ら」ぬけ
I-22	1行目	コラボレーションEDI	コラボレイティブEDI	
I-23	1行目	ビジネスコラボレイティブ一覧	ビジネスコラボレーション一覧	
-15	下から8行目	ビジネスドキュメント	ビジネスドキュメント	
-15	下の図	文字が欠けている「トランスレー」	「トランスレータ」	
-18	下の表の一番左端の数字	16	11	
-29	下の図	APS	ASP	
-30	上の図	APS	ASP	
-32	上から10行目	(PDF、もしくはZip)を添付する機能	(PDF、Zip等)を添付する機能	
-目次		和名記載無し	和名追記	別紙1
-目次		和名記載無し	和名追記	別紙2
-22	下から8行目	ビジネスドキュメント(BC)	ビジネスドキュメント(BD)	
-目次		和名記載無し	和名追記	別紙3
-256	目次	目次誤記	目次修正	別紙6
-266	目次	目次誤記	目次修正	別紙6
-292	目次	目次誤記	目次修正	別紙6
-297	目次	目次誤記	目次修正	別紙6
-299	(2)の図	BTSH091 支給実績通知	BASH0911 支給実績通知	
-目次1		和名記載無し	和名追記	別紙4
-目次2		和名記載無し	和名追記	別紙5
-13	最後尾	受発注双方で取決めた本取引に使用するTPAの管理番号	基本TPAの管理番号	18010(TPA番号)の項目内容の変更
-13	最後尾	TPA番号	基本TPAの管理番号	18010(TPA番号)の項目名の変更
-23	26行目	18096(予約注文請日)	18107(予約注文日)	
-38	26行目	受発注双方で取決めた本取引に使用するTPAの管理番号	基本TPAの管理番号	18010(TPA番号)の項目内容の変更
-38	26行目	TPA番号	基本TPAの管理番号	18010(TPA番号)の項目名の変更
-38	34行目	テスト本番区分は任意項目	テスト本番区分は必須項目	
VIII-目次	上から2行目	1. EDI取引契約	1. EDI取引基本契約	
VIII-6	中央の図	B PSS枠の中に"URL名"と"企業コード"	CPA枠の中に"URL名"と"企業コード"	別紙7
VIII-7	下から4行目	統一企業コード	企業コード	
VIII-7	図の右上	2.1.3 TPAの交換方式	1.2.3 TPAの交換方式	
VIII-59	上から5行目	EIAJ統一企業コード	統一企業コード	
VIII-62	上から12行目	JEITA	JEITA	
VIII-69	中央付近	「表1 受信確認ドキュメントの構造」	「表1 Z手順使用時の受信確認電文の構造」	

別紙 1

- 目 次 -

C B C - 0 1 0 0 ( 納入仕様書交換 )	.....	- 1
-----------------------------	-------	-----

## 別紙 2

## - 目 次 -

BC - A 0 1 0 (新規の仕様確定)	.....	- 1
BC - A 0 2 0 (発注者からの仕様変更)	.....	- 1 8
BC - A 0 3 0 (受注者からの仕様変更)	.....	- 3 3

## 別紙 3

## - 目 次 -

C B C S 0 0 1 0 (見積依頼)	.....	- 1
C B C S 0 0 2 0 (支給取引)	.....	- 9
C B C S 0 0 3 0 (受発注)	.....	- 2 0
C B C S 0 0 4 0 (標準納品システム)	.....	- 3 0
C B C S 0 0 5 0 (返品)	.....	- 4 2
C B C S 0 0 6 1 (請求支払 日々照合)	.....	- 5 4
C B C S 0 0 6 2 (請求支払 月次照合(検収方式))	.....	- 6 8
C B C S 0 0 6 3 (請求支払 月次照合(請求方式))	.....	- 7 8

## 別紙 4

## - 目 次 -

BCSB010 (個別新規見積)	.....	- 1
BCSB020 (個別改訂見積)	.....	- 1 3
BCSB030 (継続新規見積)	.....	- 2 5
BCSB040 (継続改訂見積)	.....	- 3 7
BCSC010 (所要計画提示)	.....	- 4 9
BCSC020 (予約注文の申込みと注文請け)	.....	- 5 4
BCSC030 (内示注文の申込み)	.....	- 6 1
BCSC040 (注文の申込みと注文請け)	.....	- 6 7
BCSD050 (納期確認と納期回答)	.....	- 1 2 1
BCSD060 (納入指示)	.....	- 1 3 5
BCSE010 (発行)	.....	- 1 4 2
BCSE020 (出荷)	.....	- 1 6 6
BCSE030 (入荷)	.....	- 1 7 5
BCSE040 (検査)	.....	- 1 8 0
BCSE050 (検収)	.....	- 1 8 5
BCSE060 (検収前返品)	.....	- 1 9 0
BCSE070 (検収後返品)	.....	- 2 0 1
BCSF110 (日々照合完結)	.....	- 2 1 3
BCSF120 (日々照合月次照合併用)	.....	- 2 2 0
BCSF200 (月次照合(検収方式))	.....	- 2 2 9
BCSF300 (月次照合(請求方式))	.....	- 2 3 6
BCSF400 (支払と回収予定確定)	.....	- 2 4 3
BCSF500 (支払)	.....	- 2 5 0
BCSH010 (支給予定通知)	.....	- 2 5 6
BCSH020 (支給実績通知と確認)	.....	- 2 6 1

## 別紙 5

B C S H 0 3 0 ( 支給品受領・検収と確認 )	.....	- 2 6 6
B C S H 0 4 0 ( 支給品返品と確認 )	.....	- 2 7 1
B C S H 0 5 0 ( 支給品在庫補充依頼 )	.....	- 2 7 6
B C S H 0 6 0 ( 在庫通知 )	.....	- 2 8 2
B C S H 0 7 0 ( 支給品買掛通知と確認 )	.....	- 2 8 8
B C S H 0 8 0 ( 支給品請求と確認 )	.....	- 2 9 3
B C S H 0 9 0 ( 支給実績通知 )	.....	- 2 9 9

## 目次正誤表

編-頁	行	誤	正
-256	1行目	目次修正 -258	目次修正 -257
	2行目	目次修正 -258	目次修正 -257
	3行目	目次修正 -258	目次修正 -257
	4行目	目次修正 -258	目次修正 -257
	5行目	目次修正 -259	目次修正 -258
	6行目	目次修正 -259	目次修正 -258
	7行目	目次修正 -259	目次修正 -258
	8行目	目次修正 -260	目次修正 -259
-266	1行目	目次修正 -265	目次修正 -267
	2行目	目次修正 -265	目次修正 -267
	3行目	目次修正 -266	目次修正 -267
	4行目	目次修正 -266	目次修正 -267
	5行目	目次修正 -267	目次修正 -268
	6行目	目次修正 -267	目次修正 -268
	7行目	目次修正 -267	目次修正 -268
	8行目	目次修正 -268	目次修正 -269
-292	7行目	目次修正 -295	目次修正 -294
	8行目	目次修正 -296	目次修正 -295
-297	1行目	目次修正 -398	目次修正 -298
	2行目	目次修正 -398	目次修正 -298
	3行目	目次修正 -398	目次修正 -298
	4行目	目次修正 -398	目次修正 -298
	5行目	目次修正 -399	目次修正 -299
	6行目	目次修正 -399	目次修正 -299

## 別紙 7

### 1.2 TPAの解説と一覧

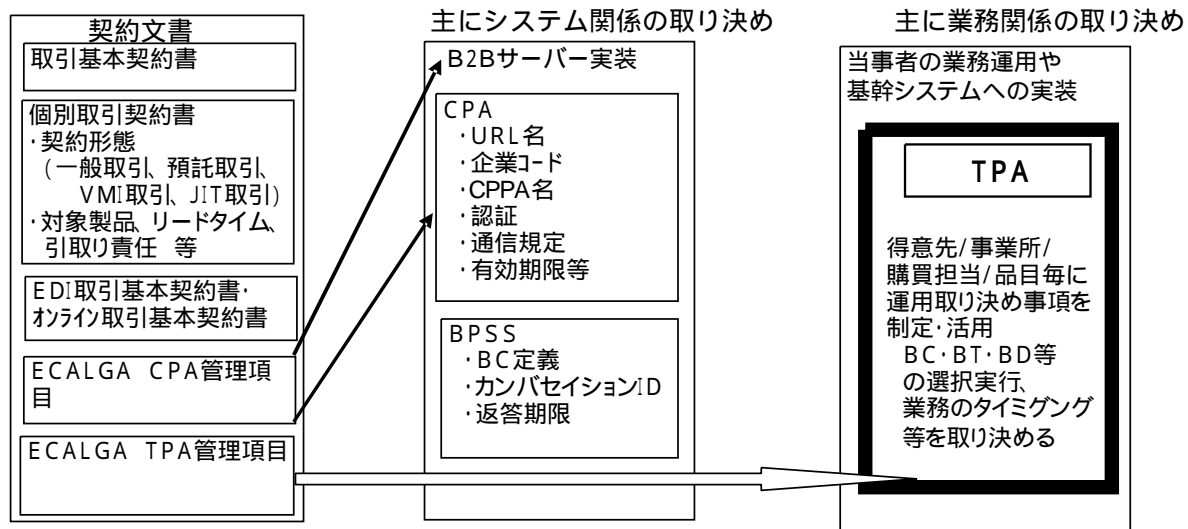
#### 1.2.1 TPAとは

E D I取引業務を行うに関して、取交わされる種々な取決め事項のうち、J E I T A / E C A L G AにてE D Iを行うにあたって交換の当事者は、業務処理の条件や、システム処理に必要と思われる事項を取交わす必要がある。

このうち通信や2社間システムの制御のために取り交わす契約をC P Aという。

(「技術編 3 . F S Vの選択と合意」参照のこと)

T P A (Trade Partner Agreement)は主に業務運用上の条件を当事者間にて確認する為の手段である。既に、取引基本契約書やE D I取引基本契約書等が取り交わされている前提で、T P Aでは各電子取引の際にC B C定義書、B C定義書では一意に定められていない、当事者間の業務運用上の取り決めを行う。



#### 1.2.2 TPAの設定方式

##### (1) 基本TPAと個別TPA

本TPA定義様式は推奨であり、交換・審議・運用は当事者間にて合意の上、運用されるものである。従って、他のJ E I T A / E C A L G A標準規定のように利用にあたってルールを規定するものではないが近い将来ライブラリー化し、E Cセンターにて会員内に開示の計画もあることから、採番方式やTPA構造を合わせておく事を推奨する。

TPAは各社毎に複数存在し、C B C単位に取り決める基本TPAと、B C単位に取り決める個別TPAに分けられる。基本TPAはC B Cの基本的運用条件を定め、同時に関連する個別TPAの管理番号を明示する。基本TPAおよび個別TPAでは運用条件を、企業、事業所、購買単位、セット機種、部品の単位に設定することができるが、管理の煩雑化を避ける為にJ E I T A / E C A L G Aでは、企業、事業所単位を推奨する。購買単位等の下位レベルで指定が必要な場合に企業や事業所レベルとは別途にTPAを定義する。下位レベルに定義が無い場合、存在する上位のTPAで定義された内容が意味を持つ。